

茨城県知事許可漁業の許可等に関する取扱方針  
(令和6年3月)

<目次>

中型まき網漁業 .....	1
小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (板びき網漁業) .....	3
小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (えび板びき網漁業) .....	6
小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (自家用餌料板びき網漁業) .....	10
小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(貝まき漁業) .....	14
あわび漁業 .....	16
小型まき網漁業 .....	19
機船船びき網漁業 .....	21
さし網漁業 .....	25
かじき等流し網漁業 .....	28
固定式さし網漁業 .....	31
はえ縄漁業 .....	36
せん・かご漁業 .....	39
地びき網漁業 .....	45
潜水器漁業 .....	47
なまこ漁業 .....	50

## 中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1号の規定による中型まき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほかこの方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
中型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数  
漁業法第57条第7項の規定により定められる最高限度内で、かつ、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数  
5トン以上15トン未満とする。
- (4) 推進機関の馬力数  
定めなし
- (5) 操業区域  
茨城県海面とする。
- (6) 漁業時期  
1月1日から12月31日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有し、かつ、3年以内に操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 小型まき網の許可受有者のうち、小型まき網漁業の許可2か統を廃業し、かつ、申請期間の1日目において、大中型まき網漁業又は中型まき網漁業の許可を有していない者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

(継続許可)

第 5 当該漁業は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 6 当該漁業は、規則第 15 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第 7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 16 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 22 条の規定により、漁業時期の終了後 30 日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付則

この方針は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

## 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可等に関する取扱方針

### （趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### （許可等についての適格性）

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### （制限措置）

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

5トン以上15トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第4号の項の上欄に掲げる海域とする。

(6) 漁業時期

9月1日から翌年6月30日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者とする。

### （許可の基準）

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域においては、9月1日から翌年6月30日まで操業してはならない。

基点1 神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識

基点2 日立市日立鉾山大煙突中心点

基点3 銚子市大吠埼灯台中心点

ア 基点1から55度(真方位による。以下同じ。)6,608.5メートルの点

イ 基点1から55度10,608.5メートルの点

ウ イから325度の線と基点2と基点3とを結ぶ線上基点3から12海里の点と基点3から正東12海里の点を結ぶ線との交点

エ 基点2と基点3とを結ぶ線上基点3から12海里の点と基点3から正東12海里の点とを結ぶ線と基点3から152度4海里の点から正北の線との交点

オ エから正南の線とアから325度の線との交点

- (2) 次のア、イ及びウの線によって囲まれた海域のうち前号の海域を除いた海域においては、6月1日から6月30日まで操業してはならない。

基点1 日立市日立鉾山大煙突中心点

基点2 銚子市大吠埼灯台中心点

基点3 茨城県と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点

- ア 基点1と基点2とを結ぶ線上基点2から12海里の点と基点2から正東12海里の点とを結ぶ線と基点2から152度4海里の点から正北の線との交点から正南の線
- イ 基点3から正東の線
- ウ 基点1と基点2とを結ぶ線上基点2から12海里の点と基点2から正東12海里の点を結ぶ線

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

## 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の許可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2トン以上5トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第5号の項の上欄に掲げる海域のうち次に掲げる区域を除いた茨城県海面とする。

ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)、(エ)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(イ)、(ウ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(ア) 北茨城市天妃山頂上（天妃山に設置された三等三角点）から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(イ) (ア)から正東3,000メートルの点

(ウ) (エ)から正東3,000メートルの点

(エ) 北茨城市中郷町小野矢指 92番7に設置した標識から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

イ 次の(オ)、(カ)及び(キ)、(ク)の各2点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(カ)、(キ)の2点を結んだ線とによって囲まれた海域

(オ) 高萩市花貫川河口中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(カ) (オ)から正東3,000メートルの点

(キ) (ク)から正東3,000メートルの点

(ク) 日立市川尻町小貝小貝国有林256ろ内に設置した標柱から正東の線と最大

高潮時海岸線との交点

ウ 次の(ケ)、(コ)、(サ)及び(シ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ケ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識

(コ) (ケ)から正東3,000メートルの点

(サ) (シ)から正東3,000メートルの点

(シ) 日立市日立港第5埠頭岸壁に設置した標識

エ 次の(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)及び(ス)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(ス) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(セ) (ス)から正東3,000メートルの点

(ソ) (タ)から正東3,000メートルの点

(タ) 東茨城郡大洗町大洗岬灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

オ 次の(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)及び(チ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(チ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識から正東12,000メートルの点

(ツ) 日立市日立港第2埠頭岸壁に設置した標識から正東15,000メートルの点

(テ) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東10,000メートルの点

(ト) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東7,000メートルの点

(6) 漁業時期

ア 総トン数3トン未満の船舶にあつては、11月1日から翌年6月30日までとする。

イ 総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあつては、12月1日から翌年3月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者



(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第 5 当該漁業は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 6 当該漁業は、規則第 15 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第 7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 16 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第 8 規則第 14 条第 1 項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 当該漁業に使用できる漁網の浮子綱の長さは、20 メートル以内とする。

(2) 当該漁業の操業に関して、行政庁から資料の提出の命令があったときは、それに従わなければならない。

(3) 茨共第 1 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 3 号第 1 種共同漁業権の区域のうち塩田川河口中心点から 90 度（真方位）の線以北の区域、茨共第 5 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 6 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 7 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 8 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 9 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 10 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 11 号第 1 種共同漁業権の区域、茨共第 12 号第 1 種共同漁業権の区域及び茨共第 13 号第 1 種共同漁業権の区域においては、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは操業してはならない。

(4) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域においては、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは操業してはならない。

基点第 24 号 北茨城市平潟町字北ノ作 1435 番地の 1 に設置した標柱

ア 基点第 24 号から 63 度 6 分 18.298 秒（真方位）3,913.8 メートルの点

イ 基点第 24 号から 62 度 56 分 51.290 秒（真方位）3,621.3 メートルの点

ウ 基点第 24 号から 89 度 17 分 33.076 秒（真方位）2,799.9 メートルの点

エ 基点第 24 号から 89 度 48 分 14.167 秒（真方位）3,488.7 メートルの点

(5) 次のオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域においては、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは操業してはならない。

基点第 27 号 北茨城市大津町大津岬灯台

オ 基点第 27 号から 220 度（真方位）4,543 メートルの点

カ 基点第 27 号から 210 度 30 分（真方位）4,078 メートルの点

キ 基点第 27 号から 209 度（真方位）4,449 メートルの点

ク 基点第 27 号から 219 度（真方位）4,635 メートルの点

(6) 次の基点第7号から97度8分(真方位)の線とケから87度(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸1海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

基点第7号 東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識  
ケ 銚田市勝下字明王下1678番地地先に設置したヘッドランドNo.30の先端中心点

(7) 次のケから87度(真方位)の線とコから76度(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸0.5海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

ケ 銚田市勝下字明王下1678番地地先に設置したヘッドランドNo.30の先端中心点

コ 鹿嶋市大字青塚1246番地の1地先に設置した排水施設

(8) 次のコから76度(真方位)の線とサから61度55分(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸1海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

コ 鹿嶋市大字青塚1246番地の1地先に設置した排水施設

サ 鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱

(9) 次のシから61度(真方位)の線とスから60度(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸0.5海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

シ 神栖市鹿島港南側共同取水池に設置した導灯(前灯)

ス 神栖市鹿島港南海浜側面護岸と南海浜第Ⅱ期正面護岸との交点

(10) 次のスから60度(真方位)の線以南の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸1海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

ス 神栖市鹿島港南海浜側面護岸と南海浜第Ⅱ期正面護岸との交点

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和6年3月5日から施行する。

## 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

5トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第75条第2項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件（令和2年農林水産省告示第2235号）第2の表の第5号の項の上欄に掲げる海域のうち茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

ア 総トン数3トン未満の船舶にあつては、1月1日から12月31日までとする。

イ 総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあつては、11月1日から翌年6月30日までとする。

ウ 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業であつてえび板びき網漁業の許可を有する総トン数3トン未満の船舶にあつては、7月1日から10月31日までとし、総トン数3トン以上5トン未満の船舶にあつては、4月1日から6月30日まで及び11月1日から11月30日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

（許可の基準）

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

- 第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 当該漁業で採捕したものは、販売してはならない。
  - (2) 当該漁業で使用できる網具の浮子網の総長は、20メートル以内とする。
  - (3) 1航海で採捕できるえびの最高限度は、20キログラム以内とする。
  - (4) 茨共第1号第1種共同漁業権の区域、茨共第2号第2種共同漁業権の区域、茨共第3号第1種共同漁業権の区域のうち塩田川河口中心点から90度(真方位)の線以北の区域、茨共第5号第1種共同漁業権の区域、茨共第6号第1種共同漁業権の区域、茨共第7号第1種共同漁業の区域、茨共第8号第1種共同漁業権の区域、茨共第9号第1種共同漁業権の区域、茨共第10号第1種共同漁業権の区域、茨共第11号第1種共同漁業権の区域、茨共第12号第1種共同漁業権の区域及び茨共第13号第1種共同漁業権の区域においては、11月1日から翌年3月31日までは操業してはならない。

(5) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域においては、11月1日から翌年3月31日までは操業してはならない。

基点第24号 北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱

ア 基点第24号から63度6分18.298秒(真方位)3,913.8メートルの点

イ 基点第24号から62度56分51.290秒(真方位)3,621.3メートルの点

ウ 基点第24号から89度17分33.076秒(真方位)2,799.9メートルの点

エ 基点第24号から89度48分14.167秒(真方位)3,488.7メートルの点

(6) 次のオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域においては、11月1日から翌年3月31日までは操業してはならない。

基点第27号 北茨城市大津町大津岬灯台

オ 基点第27号から220度(真方位)4,543メートルの点

カ 基点第27号から210度30分(真方位)4,078メートルの点

キ 基点第27号から209度(真方位)4,449メートルの点

ク 基点第27号から219度(真方位)4,635メートルの点

(7) 次の基点第7号から97度8分(真方位)の線とケから87度(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸1海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

基点第7号 東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識

ケ 銚田市勝下字明王下1678番地地先に設置したヘッドランドNO.30の先端中心点

(8) 次のケから87度(真方位)の線とコから76度(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸0.5海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

ケ 銚田市勝下字明王下1678番地地先に設置したヘッドランドNO.30の先端中心点

コ 鹿嶋市大字青塚1246番地の1地先に設置した排水施設

(9) 次のコから76度(真方位)の線とサから61度55分(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸1海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

コ 鹿嶋市大字青塚1246番地の1地先に設置した排水施設

サ 鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱

(10) 次のシから61度(真方位)の線とスから60度(真方位)の線との間の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸0.5海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

シ 神栖市鹿島港南側共同取水池に設置した導灯(前灯)

ス 神栖市鹿島港南海浜側面護岸と南海浜第Ⅱ期正面護岸との交点

(11) 次のスから60度(真方位)の線以南の海域のうち最大高潮時海岸線に並行して距岸1海里以内の海域においては、11月1日から翌年6月30日までは操業してはならない。

ス 神栖市鹿島港南海浜側面護岸と南海浜第Ⅱ期正面護岸との交点

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事

項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和6年3月5日から施行する。

## 小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（貝まき漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業（貝まき漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

手繰第3種漁業（貝まき漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。なお、茨共第11号又は茨共第15号共同漁業権の操業区域については、漁業権者間で締結した共同漁業権行使契約書に定める操業隻数の最高限度の範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

5トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

ア 茨共第3号共同漁業権の漁場区域

イ 茨共第5号共同漁業権の漁場区域

ウ 茨共第11号共同漁業権の漁場区域

エ 茨共第11号及び茨共第12号共同漁業権の漁場区域

オ 茨共第15号共同漁業権の漁場区域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者

（許可の基準）

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

- 第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 操業時間は日の出から日没までとする。
  - (2) 他の漁業を妨害してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。



## あわび漁業の許可に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第1号に規定するあわび漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (漁業の定義)

第2 当該漁業は、潜水器以外の方法により、あわびの採捕を目的として営む漁業とする。

### (許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

#### (1) 漁業種類

あわび漁業

#### (2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

#### (3) 操業区域

ア 次の(イ)、(ウ)、(エ)及び(オ)の各点を順次に結んだ線と久慈漁港北防波堤とによって囲まれた区域。ただし、茨城港日立港区東防波堤より西側（内側）の区域については防波堤より30メートル以内とする。

(ア) 日立市大みか町五丁目55番地に設置した標柱

(イ) (ア)から130度（真方位）320メートルの点（久慈漁港北防波堤港外側角付近）

(ウ) (イ)から153度50分（真方位）730メートルの点

(エ) 茨城港日立港区東防波堤屈曲部頂点

(オ) 久慈漁港北防波堤南端

イ 次の(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ア) 大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点

(イ) (ア)から28度15分42秒（真方位）1,074.2メートルの点

(ウ) (ア)から30度35分（真方位）1,099メートルの点

(エ) (ウ)から180度（真方位）1,500メートルの点

(オ) 茨城港大洗港区沖防波堤北端

(カ) 茨城港大洗港区東防波護岸基部

#### (4) 漁業時期

6月1日から9月30日までとする。

#### (5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

(許可の基準)

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

- 第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

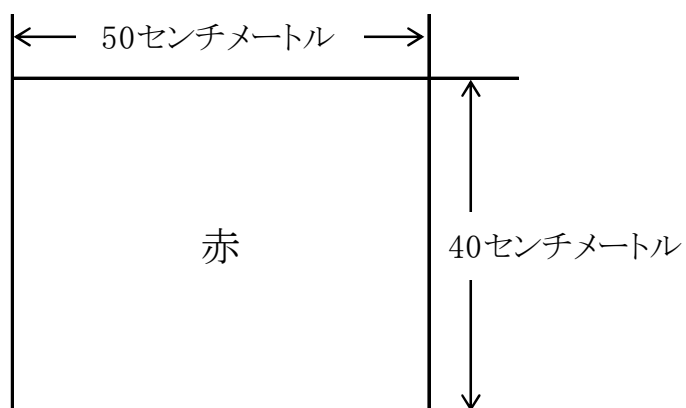
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和6年3月5日から施行する。

別記様式



## 小型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第4号の規定による小型まき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

小型まき網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

5トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

## 機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第5号の規定による機船船びき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
しらすひき網漁業	しらす、いしかわしらうお又はいかなごを主たる漁獲対象として1そうびき漁法により操業する機船船びき網漁業
さよりひき網漁業	さよりを主たる漁獲対象として、1そうびき漁法又は2そうびき漁法により操業する機船船びき網漁業
おきあみひき網漁業	おきあみを主たる漁獲対象として1そうびき漁法により操業する機船船びき網漁業

(許可等についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、同一漁業種類につき2隻以上の申請を行っていない者

漁業種類	船舶の総トン数	漁業時期
しらすひき網漁業	5トン未満(入会協定に基づく福島県船舶にあつては、7トン未満)	2月11日から12月31日まで
さよりひき網漁業	1トン以上5トン未満(入会協定に基づく福島県船舶にあつては、7トン未満)	12月1日から翌年5月31日まで
おきあみひき網漁業	1トン以上15トン未満	2月11日から7月31日まで

(許可の基準)

第5 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) しらすひき網漁業

ア 夜間操業を禁止する。

イ 共同漁業権の内容になっている漁業の操業を妨害してはならない。

ウ 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。

(2) さよりひき網漁業

ア 使用できるひき網の長さは、それぞれ45メートル以内、漁網の目合は2.75センチメートル以上とする。

イ 一本釣漁業、はえなわ漁業、たる流し漁業、まき網漁業、しらすひき網漁業及び共同漁業権の内容となっている漁業の妨害をしてはならない。

ウ 3隻以上の船舶が組になって操業してはならない。

エ 操業中は、別記様式の標識を掲げなければならない。

オ 2月11日から12月31日までは、鹿島港北防波堤延長線以北の海面にあっては、距岸(防波堤は海岸線とみなす)1,000メートル以内の海域で操業してはならない。

カ 漁港及び港湾の内部並びにその入口周辺において操業してはならない。

キ 利根川左岸導流堤突端と千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端を結んだ直線上の中心点から半径400メートル以内の区域で操業してはならない。

(3) おきあみひき網漁業

ア 漁業権の内容となっている漁業の操業を妨害してはならない。

イ 操業時間は、日の出から日没までとする。

ウ 2隻以上の船舶が組になって操業してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

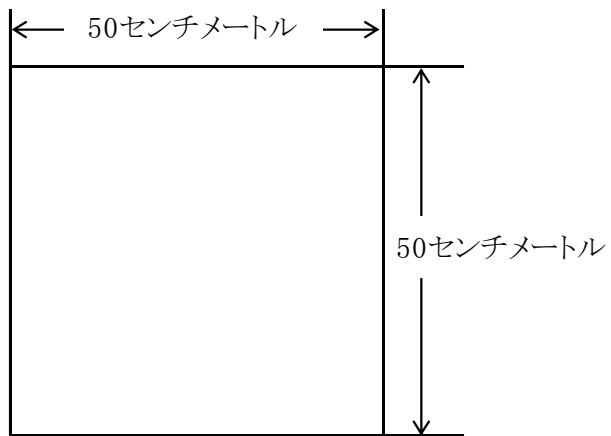
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。



別記様式

(さよりひき網漁業の標識)



標識は黄色布地の旗を船橋上1メートルの高さに掲げる。

## さし網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)第5条第1項第6号の規定によるさし網漁業(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
流し網漁業	流し網漁法により操業するさし網漁業 ただし、さんま流し網漁業(網の目合いが3センチメートルから3.6センチメートル以内、網幅5メートル以内で、網の総長100メートル以内の漁具を用い、さんまを漁獲対象として流し網漁法により操業するさし網漁業をいう。)及びかじき等流し網漁業(総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業をいう。)を除く。

(許可等についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

流し網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

5トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

次に掲げる区域を除いた茨城県海面

ア 水深25メートル以浅の区域

イ 茨共第17号共同漁業権漁場区域(同一の漁場を千葉県知事が免許した場合は、その免許番号の共同漁業権漁場区域)

(6) 漁業時期

4月1日から7月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

## 茨城県に住所を有する者

### (許可の基準)

第5 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

### (継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

### (承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

### (有効期間中の許可)

第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

### (許可等の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) つり漁業、はえなわ漁業及び共同漁業権漁業の妨害をしてはならない。
- (2) この漁業に使用する漁網は、目合いが9.6センチメートル以上、仕立あがりの総長が1,500メートル以下、網幅が22.5メートル以下とする。
- (3) この漁業の操業にあたっては、漁網の沈子方と海底との間隔を2.5メートル以上にしなければならない。

- (4) この漁業の操業時間（投網開始時から揚網完了時までをいう。）は、午後6時から翌日午前6時までとする。
- (5) 漁具の敷設中は、漁具の両端に別記様式の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (6) 2枚以上の網地を重ね合わせて、敷設してはならない。

（資源管理の状況等の報告）

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

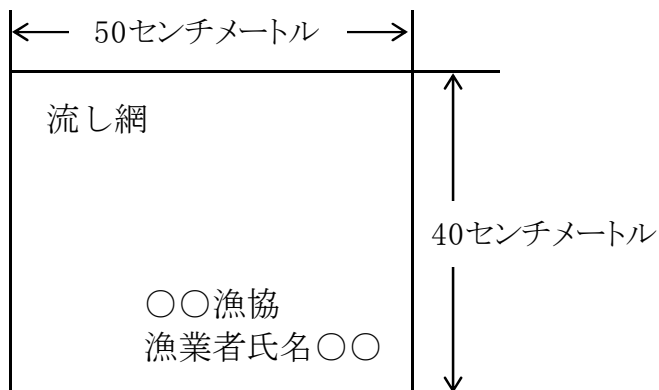
付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

別記様式



標識は布地等とし、網の沖側は赤色、灘側は白色とする。

## かじき等流し網漁業の許可等に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第7号の規定によるかじき等流し網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (漁業の定義)

第2 当該漁業は、かじき、かつお、まぐろ及びさめの採捕を目的として流し網漁法により操業するさし網漁業をいう。

### (許可等についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

かじき等流し網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

10トン以上200トン未満とする。

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域のうち茨城県海面

(6) 漁業時期

12月1日から翌年3月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

千葉県に住所を有し、かつ、当該船舶につき千葉県知事による当該漁業の許可を有する者

### (許可の基準)

第5 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者

(3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

- 第9 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 他の漁業を妨害してはならない。
  - (2) 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と海岸線によって囲まれた海域のうち茨城県海面においては、この漁業の操業をしてはならない。
    - ア 銚子市一の島灯台
    - イ アから90度25海里の点
    - ウ 塩屋埼灯台から90度35海里の点
    - エ 塩屋埼灯台
  - (3) 6時から15時30分までの間は操業してはならない（操業とは投網開始から揚網終了までをいう。）。
  - (4) 船舶に搭載することのできる流し網の長さ（仕立上がりの状態における浮子網の長さ）の合計は、30キロメートル以内で、海中に敷設する流し網の長さの合計は、12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートルを超えるものでなければならない。
  - (5) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
  - (6) 当該漁業に使用する漁具の両端部の浮標には、昼間は、船名、根拠地名を記入し

た方 80 センチメートル以上の黄色の布地の標識（以下「標識」という。）及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）を掲げ、夜間は、白色の灯火（夜間において視界が良好な場合に少なくとも 2 海里離れた所から視認されるもの、以下同じ。）を追加しなければならない。さらに中間部には、おおむね 1 キロメートルごとに浮標をつけ、その浮標に昼間は標識を夜間は白色の灯火を掲げなければならない。この場合、それぞれを掲げる高さは、標識については浮標の表面から 2 メートル以上、白色の灯火及びレーダー反射板については水面上 1.5 メートル以上とする。

(7) 当該漁業に係る使用船舶の船橋の周囲を 30 センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ使用してはならない。

(8) その他、必要と認める事項

（資源管理の状況等の報告）

第 10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 22 条の規定により、漁業時期の終了後 30 日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付則

この方針は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

## 固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第8号の規定による固定式さし網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業の定義)

第2 当該漁業は、網具を碇等で移動しないように固定して張り、水産動物を網目にささせたりからませたりして漁獲する漁業をいう。

(許可等についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

固定式さし網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

船舶の総トン数		操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
甲種	2トン未満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日から翌年9月30日まで	茨城県に住所を有し、かつ、操業区域
		茨共第3号・第4号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第4号・第5号共同漁業権の漁場区域		



		茨共第6号共同漁業権の漁場区域		の漁業権者から操業の同意を得ている者
		茨共第7号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第9号・第10号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第10号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第15号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	漁業権の漁場区域 12月1日から翌年9月30日まで	
		茨共第13号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	乙種の操業区域 6月10日から8月31日まで	
乙種	2トン以上 15トン未満	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第15号、同第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域 基点J 茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識 ア 基点Jから348度45分32秒（真方位）115メートルの点 イ アから48度33分8秒（真方位）59.5メートルの点 ウ イから79度30分（真方位）11,800メートルの点 エ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点 オ 会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市会瀬町）に設置した標識（基点第23号）により示された点 カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点 キ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点 ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から	6月10日から8月31日まで	茨城県に住所を有する者

		<p>50度（真方位）6,000メートルの点  ケ ひたちなか市磯崎灯台中心点から  正東6,000メートルの点  コ サから89度10分（真方位）6,000  メートルの点  サ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置  した標柱</p>		
2トン 以上 5トン 未満	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、  ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線と  最大高潮時海岸線とによって囲まれた  区域並びに茨共第16号、同第17号共同  漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した  場合は、その免許番号、共同漁業権漁場  区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域  基点J 茨城県北茨城市平潟町平潟漁港  西防波堤に設置した標識  ア 基点Jから348度45分32秒（真方  位）115メートルの点  イ アから48度33分8秒（真方位）59.5  メートルの点  ウ イから79度30分（真方位）11,800  メートルの点  エ 日立市川尻灯台中心点から正東  11,000メートルの点  オ 会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市  会瀬町）に設置した標識（基点第23  号）により示された点  カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立  市道路センター敷地内に設置した標  柱から正東10,000メートルの点  キ 日立市東金沢町一丁目529番地日立  市道路センター敷地内に設置した標  柱から正東6,000メートルの点  ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から  50度（真方位）6,000メートルの点  ケ ひたちなか市磯崎灯台中心点から  正東6,000メートルの点  コ サから89度10分（真方位）6,000  メートルの点  サ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置  した標柱</p>		茨城県 に住所 を有し、 かつ、茨 共第15 号の漁 業権者 から操 業の同 意を得 ている 者	

（許可の基準）

第5 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の  
順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

- 第9 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 一本釣漁業、はえなわ漁業及び漁業権の内容になっている漁業の妨害をしてはならない。
  - (2) 漁網の目合いは、6センチメートル以上でなければならない。
  - (3) 当該漁業の1操業日に使用できる漁網の総長(仕立てあがり)は、次のとおりでなければならない。
    - ア 甲種による場合は、500メートル以下
    - イ 乙種による場合は、2,000メートル以下
  - (4) 当該漁業の操業時間(投網開始時から揚網完了時までをいう。)は、午後3時から翌日午前8時までとする。
  - (5) 漁港、港湾の出入口防波堤突端から半径150メートル円弧の沖側両頂点を結んだ

- 線以内の港湾内及び船舶の航路においては、操業してはならない。
- (6) 当該漁業の許可を受けた者は、使用船舶の外部の両舷側の中央部に、甲種にあつては長さ1メートル幅0.3メートルの広さに黄色で塗装し、乙種にあつては別記様式による許可番号を表示しなければ当該漁業を営んではならない。
  - (7) 乙種による場合は、6月10日から6月30日までの間の操業は、10回（投網から揚網までを1回と数える）以内でなければならない。ただし、第1種共同漁業権漁場区域での操業を許可されている者が、当区域内で操業する場合はこの限りでない。
  - (8) 乙種による場合は、8月11日から8月31日までの間は、日立市東金沢町「日立市道路センター」内に設置した標柱から正東の線以北の海域並びに東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱から正東の線以南の海域において操業してはならない。
  - (9) 2枚以上の網地を重ね合わせて、敷設してはならない。
  - (10) その他、必要と認める事項

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和3年5月7日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和5年6月27日から施行する。

付則

この方針は、令和6年3月5日から施行する。

別記様式

コ サ 第                      号
------------------------------

備考 文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

## はえ縄漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第10号の規定によるはえ縄漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類  
はえ縄漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数  
水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数  
20トン未満とする。
- (4) 推進機関の馬力数  
漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。
- (5) 操業区域  
茨城県海面とする。
- (6) 漁業時期  
1月1日から12月31日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格  
茨城県に住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

- 第8 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 第2種共同漁業権漁場内において操業する場合には、当該漁業権者の同意を得なければならない。
- (2) ひらめ、かれい類、すずき、あいなめ及びたいの採捕を目的とする場合には、次の区域で当該漁業を操業してはならない
- ア 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の水深20メートル以浅の海域
- イ 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の水深20メートルより深い海域(12月15日から翌年3月15日までの間に限る。)
- ウ 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南側かつ東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北側の水深10メートル以浅の海域(第1種共同漁業の免許を有する漁協から同意を得た当該漁業権漁場区域内はこの限りでない。)
- エ 東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の水深20メートル以浅の海域
- オ 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナから真方位60度の線以南の水深20メートルより深い海域(12月15日から翌年3月15日までの間に限る。)

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和3年12月21日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

## せん・かご漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第11号の規定によるせん・かご漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の許可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あなごせん漁業	あなごを主たる漁獲対象としてせん漁法により操業する漁業
沿岸かご漁業	かに類を主たる漁獲対象としてかご漁法により操業する漁業
沖合かご漁業	しらいとまきばい等貝類を主たる漁獲対象としてかご漁法により操業する漁業
たこかご漁業	たこ類を主たる漁獲対象としてかご漁法により操業する漁業

(許可等についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下とする。

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
あなごせん漁業	15トン未満	那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第	7月1日から10月	茨城県に住所を有し、



		1号共同漁業権の漁場区域	31日まで	かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第3号・第4号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第6号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第7号・第8号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第10号・第11号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第9号・第10号・第11号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第11号・第12号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面及び茨共第13号共同漁業権の漁場区域		
		那珂川以北の漁業権漁場を除く茨城県海面		
沿岸かご漁業		茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸2,000メートルから距岸8,000メートル以内の茨城県海面		
沖合かご漁業		茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸8,000メートル以内の区域を除いた茨城県海面	7月1日から8月10日まで	
たこかご漁業	5トン未満	茨共第1号共同漁業権の漁場区域	11月1日から翌年1月31日まで	茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者
		茨共第3号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第6号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第7号共同漁業権の漁場区域		

		場区域		
		茨共第 12 号共同漁業権の漁場区域		
		茨共第 13 号共同漁業権の漁場区域		

(許可の基準)

第5 規則第 12 条第5項の規定による許可の基準について、沖合かご漁業の許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 平成 30 年 3 月の許可更新において、知事に操業誓約書を提出し、かつ、以後 3 年間操業実績がない者以外の者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業種類の許可を有する者
  - (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業種類の起業の認可を有する者
  - (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前 5 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 7 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第 12 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 8 第 3 項第 1 号及び第 5 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

第6 規則第 12 条第5項の規定による許可の基準について、あなごせん漁業、沿岸かご漁業及びたこかご漁業の許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業種類の許可を有する者
- (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業種類の起業の認可を有する者
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者

- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第8 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

- 第9 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第10 規則第14条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) あなごせん漁業

- ア 総トン数5トン未満船舶が使用できるせんの数は、400個以内とする。
- イ 総トン数5トン以上15トン未満船舶が使用できるせんの数は、500個以内とする。
- ウ 漁具の敷設中は、漁具の両端に様式1の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
- エ 9月1日から10月31日までの間は、茨城県最大高潮時海岸線に並行して距岸8,000メートル以遠の海域では操業してはならない。

(2) 沿岸かご漁業

- ア 総トン数5トン未満船舶が使用できるかごの数は、400個以内とする。
- イ 総トン数5トン以上15トン未満船舶が使用できるかごの数は、500個以内とする。
- ウ 漁具の敷設中は、漁具の両端に様式2の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(3) 沖合かご漁業

- ア 総トン数5トン未満船舶が使用できるかごの数は、400個以内とする。
- イ 総トン数5トン以上15トン未満船舶が使用できるかごの数は、500個以内とする。

ウ 漁具の敷設中は、漁具の両端に様式3の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(4) たこかご漁業

ア 使用できるかごの数は、30個以内とする。

イ 操業時間は、15時から翌朝8時までとする。

ウ 漁具の敷設中は、漁具の両端に様式4の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第11 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

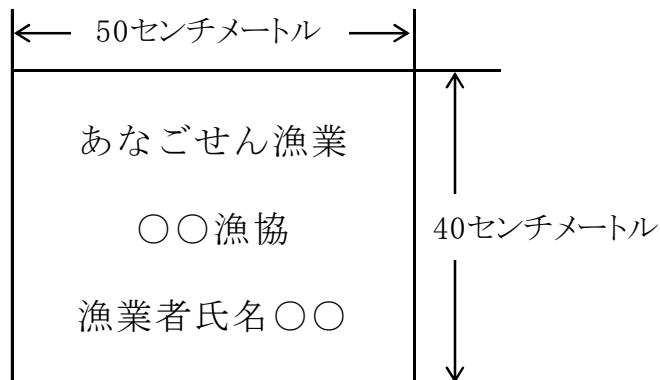
付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

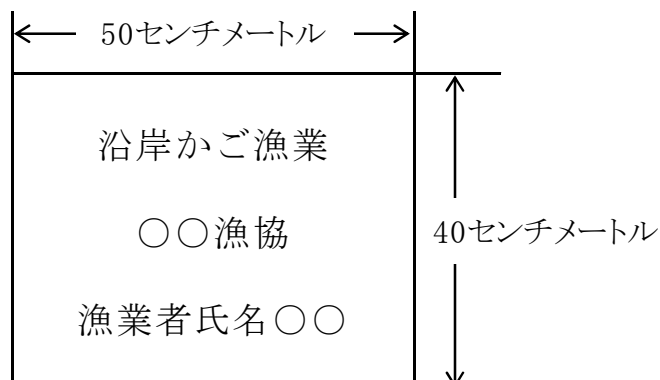
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

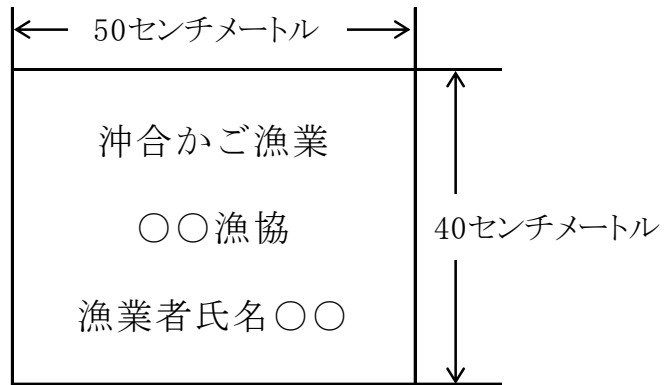
様式1 (標識)



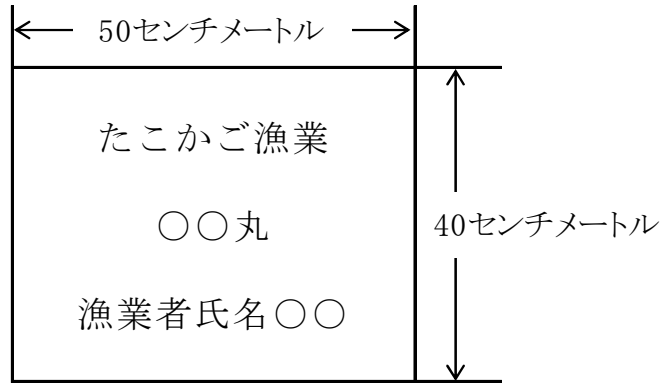
様式2 (標識)



様式3 (標識)



様式4 (標識)



## 地びき網漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第13号に規定する地びき網漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定のほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

地びき網漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域とする。ただし、東茨城郡大洗町に住所を有する者が申請した場合は、茨城港大洗港区西防砂堤及びその延長線と茨共第15号第1種共同漁業権漁場の境界線で囲まれた海面を加える。

(4) 漁業時期

4月1日から10月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者の同意を有する者

(許可の基準)

第4 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第8 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 10月1日から10月31日の間は、規則第40条に規定する区域で操業してはならない。
- (2) 使用する地びき網は1カ統でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

## 潜水器漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項第14号に規定する潜水器漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業種類及び定義)

第2 当該漁業の漁業種類は、次の表の左欄に掲げるものとし、その定義は同表右欄に示すところによる。

漁業種類	定義
あわび潜水器漁業	あわびを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
うに潜水器漁業	うにを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
かき潜水器漁業	かきを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
いせえび潜水器漁業	いせえびを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業
なまこ潜水器漁業	なまこを漁業対象として潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む)により操業する漁業

(許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者



漁業種類	操業区域	漁業時期
あわび潜水器漁業	第1種共同漁業権の 漁場区域	6月1日から9月30日まで
うに潜水器漁業		
かき潜水器漁業		
いせえび潜水器漁業		
なまこ潜水器漁業		11月1日から翌年9月30日まで

(許可の基準)

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業種類以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業種類以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 6 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、11月1日から翌年5月31日までは7時から15時とし、6月1日か

ら9月30日までは日の出から日没までとする。

- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

付則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

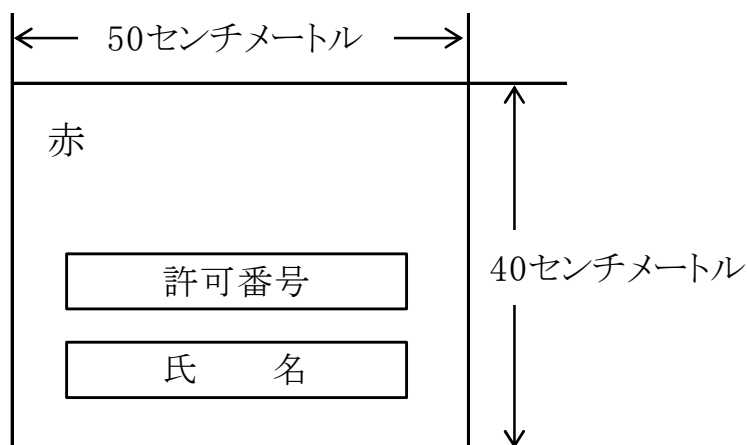
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和6年3月5日から施行する。

別記様式



## なまこ漁業の許可に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。)  
第5条第1項第2号に規定するなまこ漁業(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (漁業の定義)

第2 当該漁業は、小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業以外の方法により、なまこの採捕を目的として営む漁業とする(組合員行使者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く)。

### (許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

#### (1) 漁業種類

なまこ漁業

#### (2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

#### (3) 操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面とする。

#### (4) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

#### (5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

### (許可の基準)

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

#### (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

#### (2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

#### (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

#### (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。

(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

また、操業を行うときに使用する漁船の船体両側面の見やすい場所に、許可番号を表示しなければならない。

(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、毎年5月末日までに資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

第11 規則第9条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

(1) 申請理由書

(2) 第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類

(3) 船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録票の写し

(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は傭船契約書の写し。

(4) 茨城県内の漁業協同組合員にあつては、漁業協同組合長の副申書

(5) (4)以外の者にあつては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。

(6) 共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。

付則

1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。

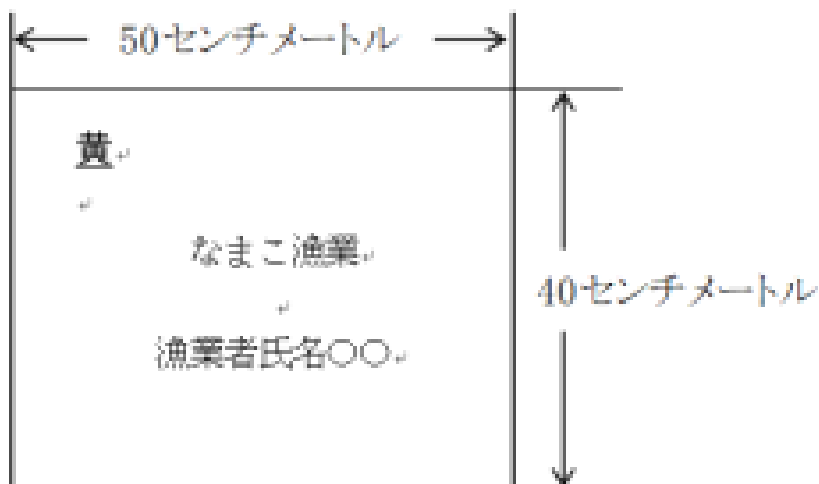
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

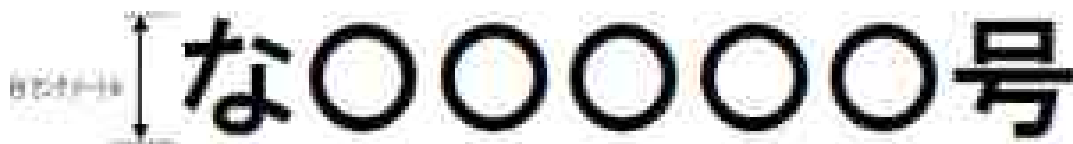
付則

この方針は、令和4年8月25日から施行する。

別記様式



船体表示



各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上とする。